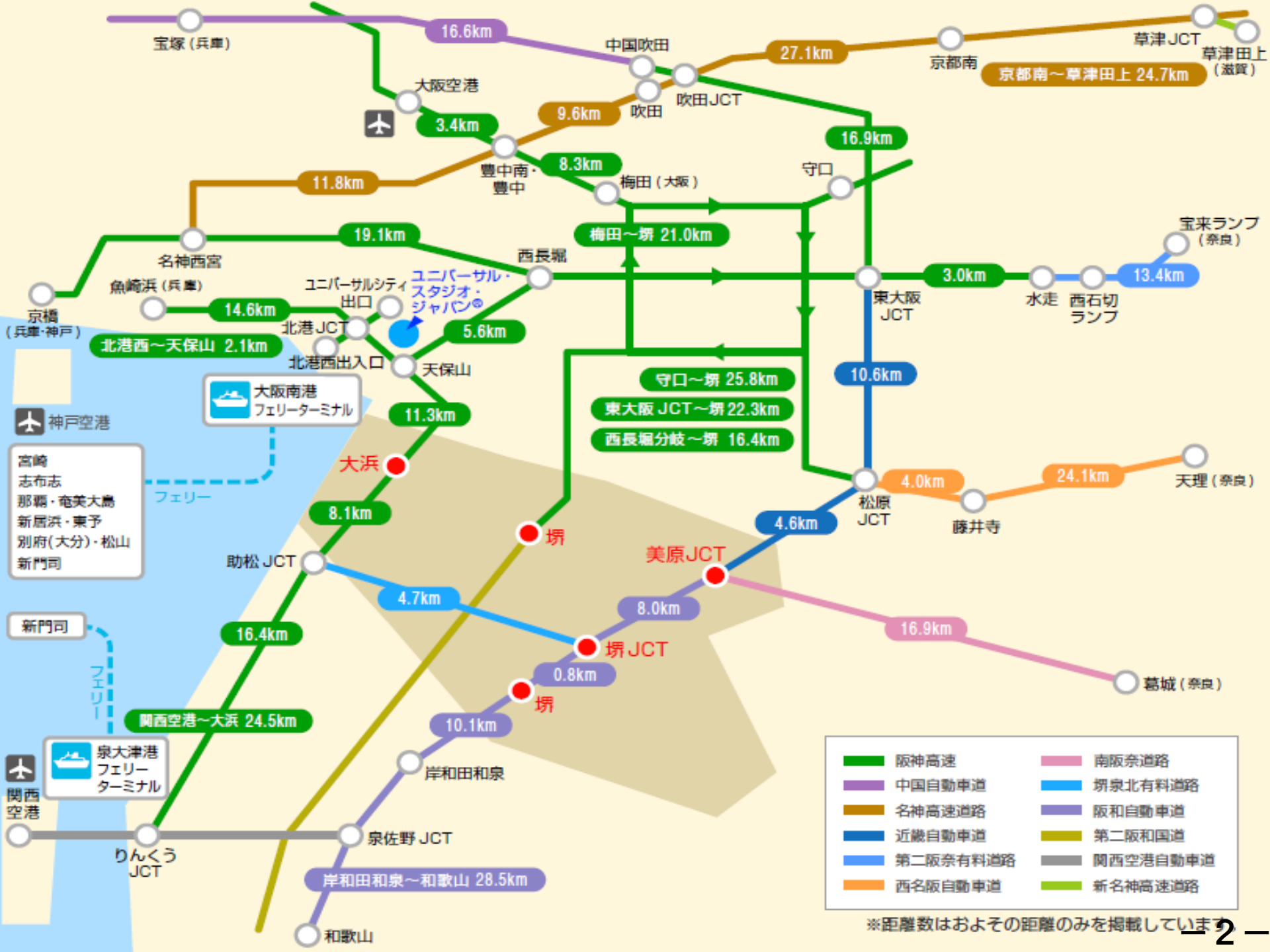


堺市民会館整備計画 検討懇話会(第1回)



平成24年1月30日(月)

堺市 文化課



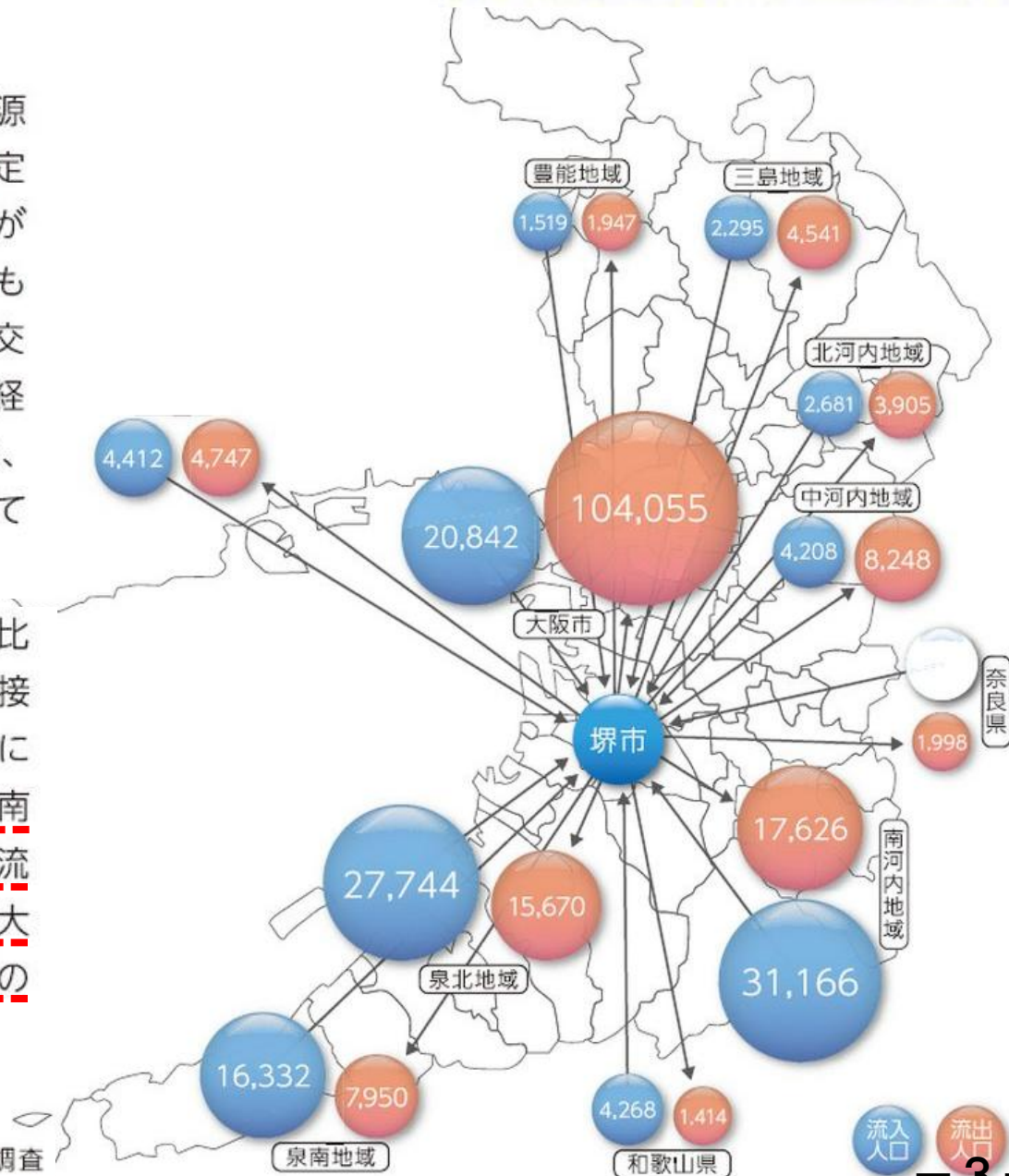
広域的視点から見た堺市の状況

昼間流入人口(※)・流出人口(※)

本市は平成18年4月、府県なみの権限と財源を持つ政令指定都市に移行しました。政令指定都市は、現行の自治制度上もっとも地方分権が保障された基礎自治体であり、本市においても他の府県や政令指定都市と同様、幹線となる交通基盤の整備や基幹的な産業政策など、強い経済競争力を持った地域づくりを進めるための、広域的な役割を果たしていくことが求められています。

一方で、人の流れを示す本市の昼夜間人口比率は93.5% (平成17年度国勢調査) で、隣接する大阪市へ多くの人口が就労・就学のために流出しています。しかしながら、泉北地域、泉南地域、南河内地域からなる南大阪地域からは流入人口(※)が流出人口(※)を上回っており、南大阪地域における本市の拠点性の高さが見てとれます。

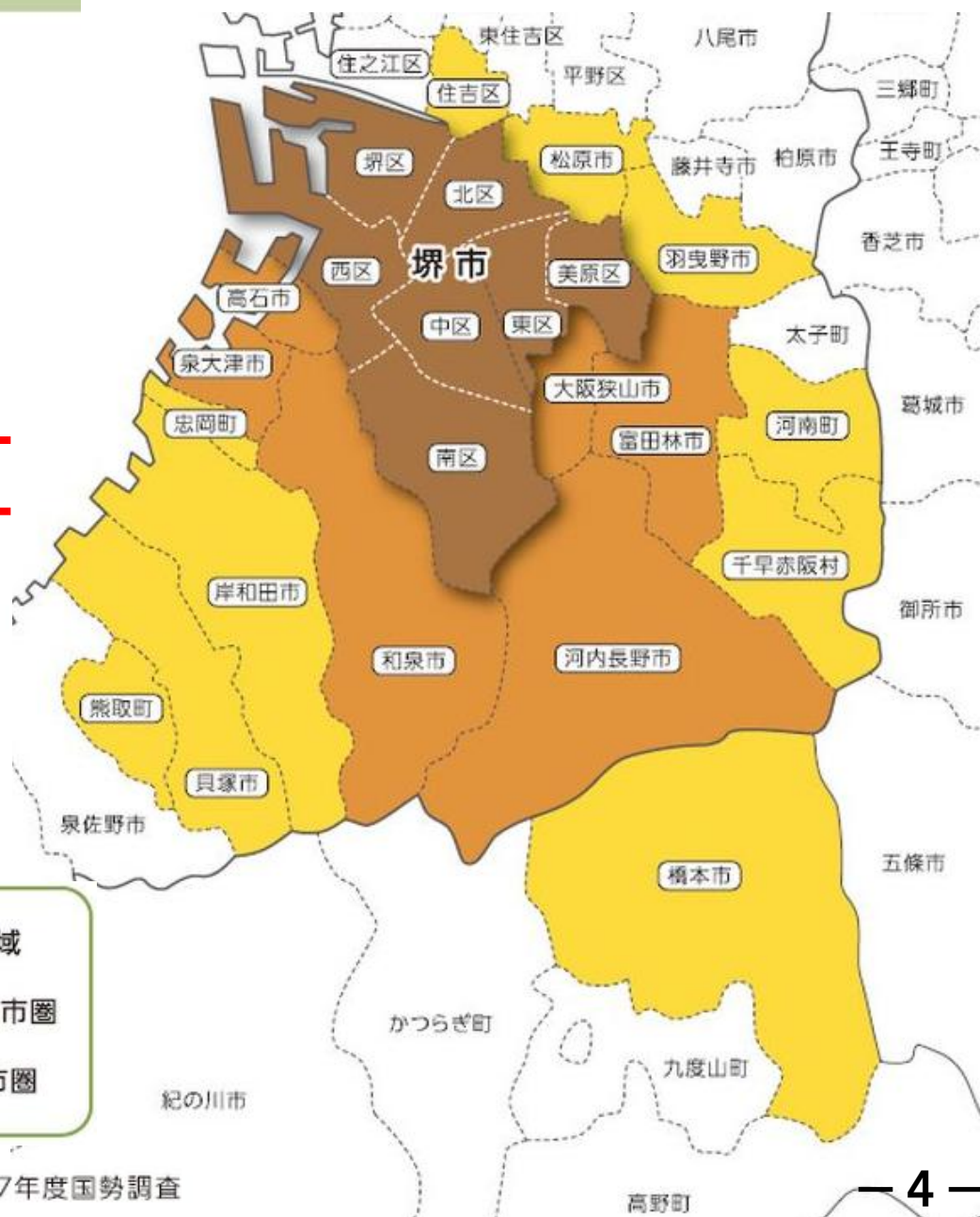
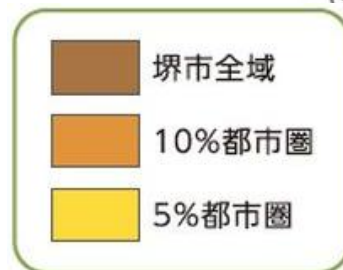
資料：平成17年度国勢調査



堺市への5%流入圏

近隣市区町村から本市への流入率（他の市区町村に住む15歳以上就業者および15歳以上通学者のうち、本市に就業・通学している人の割合）を見ると、近隣都市への影響力を示す流入率5%以上の「5%流入圏」は泉北・泉南地域をはじめ広範囲に及んでいます。また、本市も含めた圏域人口は約228万人となっています。

このような状況から、本市は経済・産業面をはじめ教育や医療分野等においても、南大阪地域全体の拠点都市として、市域を越えて広がる市民生活や都市活動を支える役割を果たすことが求められています。



資料：平成17年度国勢調査